

## 教育機関にかかるオンライン教育に関する著作権法の改正の前倒し施行

弁護士 角野 佑子



弁護士

角野 佑子  
(つの・ゆうこ)

〈出身大学〉  
関西学院大学法学部  
関西学院大学法科大学院

〈経歴〉  
2008年12月  
最高裁判所司法研修所修了  
(新61期)  
愛知県弁護士会登録  
2009年8月  
大阪弁護士会登録  
弁護士法人中央総合法律事務  
所入所

〈取扱業務〉  
民事法務、商事法務、  
会社法務、家事相続法務  
知的財産法務

### 1 始めに

この度の緊急事態宣言・新型コロナウイルスの感染拡大に関し、多くの教育機関ではオンラインによる授業が開始されているところです。

原則として著作物を利用しようとする場合には、著作者の許諾が必要ですが、教育機関の授業における著作物の利用については、改正前著作権法35条において、

- ①対面授業のための複製であること
- ②対面授業で複製等したものを同時中継の遠隔合同授業等のために公衆送信すること

に限り、一定の制限のもと、許諾なしで利用可能とされていました。しかしながら、上記以外の公衆送信(例えばインターネット送信)については、各著作者の許諾が必要となるため、権利者の連絡先が不明・権利者から許諾を断られる・交渉が終わるまでに時間がかかり授業に間に合わない等、教育関係者からは、著作物の円滑な利用ができないと見直しを求める声が多くなりました。

これを受け、「著作権法の一途を改正する法律」が平成30年5月25日に交付され、令和3年5月24日までに施行予定とされていたところ、この度の新型コロナウイルスの影響で、オンライン授業のニーズに応えることが急務となり、上記改正法が令和2年4月28日に施行されましたので、ご紹介します。

### 2 遠隔授業に関する著作権法の改正と令和2年度の特例

本改正により、改正著作権法35条の規定を充たす限りにおいて、1の①②以外の公衆送信全てにつき、補償金を指定管理団体SARTRASに支払うことにより、著作物を著作者の許諾なしで利用できるようになりました。例えば、授業の予習・復習用に資料をメール送信する、オンデマンド授業で講義資料や映像を送信するというようなことが可能となりました。なお、令和2年度に限っては、上記補償金額について、特例として無償とされていますが、SARTRASに教育機関として事前届出しておくことは必要となります。

### 3 学校その他教育機関における複製等

改正著作権法35条1項では

- ①学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを除く)において、
- ②教育を担当する者及び授業を受ける者は、
- ③その授業の課程における利用に供することを目的とする場合には、
- ④その必要と認められる限度において
- ⑤公表された著作物を複製し、若しくは公衆送信を行い、又は公表された著作物であって公

衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することができる

- ⑥但し、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りではないと規定されています。なお、2項が新設され、2項には補償金を著作権者に支払わなければならないことが規定されています。

#### (1) 対象主体

①の要件より、幼稚園・保育所・小学校・中学校・高等学校・大学等の非営利の教育機関が対象となり、各種学校の認可を受けていない塾や予備校、営利目的の教育施設については対象なりません。この点、「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」より、「改正著作権法第35条運用指針(令和2年(2020)年度版)」が公表されていますので、詳細はこちらをご確認下さい。

#### (2) 適用範囲・利用目的

②③の要件の通り、あくまで、教員による授業のために配信することを認めるものであるため、学校間や教育委員会等が主体となる場合、保護者会や職員会議における複製・配信等、授業を受ける者に限らず見ることができるようYouTube等に公開することもこの規定の対象外となります。

#### (3) 権利者利益への配慮

⑥の要件が課されているのは、教育機関での複製・公衆送信の利用行為により市販物の売れ行きが低下する等、著作権者の権利が不当に害される事のないようにする必要があるためです。例えば、ドリルやワークブック等の生徒が購入して学習することを予定している著作物の複製・送信は本要件に該当し許されず、複製部数・受信者数等は原則、教員と生徒等の数を超えないよう注意する必要があります。

著作物の利用にあたっては、あくまで小部分の利用が前提であり、全部の利用が認められている訳ではありません(俳句・短歌・写真・絵画等は除く)。この小部分の利用については、可能な限り具体的に目安を示すように「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」において引き続き検討されているようです。

他の法律もそうですが、著作権法も社会のニーズにより様々な改正がなされているところです。著作権は支分権もあり、その解釈適用は難しい法律ですが、身近な法律でもありますので、悩まれることがありましたら、ご相談下さい。